境港市環境基本計画(素案)の概要について

- 1. 基本的事項
- (1) 策定の目的
 - ・市民や事業者、市民団体等と相互に連携しつつ、環境の保全に関する基本的な考 え方や市の目指す方向について明らかにする。
 - ・各種の環境施策を総合的かつ計画的に推進する。
- (2) 計画の位置づけ

上位計画:境港市まちづくり総合プラン(計画期間:R4~R8 年度)

整合を取る計画:第五次環境基本計画(国)

令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン(県)

関連する計画 : 境港市温室効果ガス排出削減実行計画(事務事業編)

〃 (区域施策編)

境港市一般廃棄物処理基本計画

(3) SDGsとの関係

本計画の取組みをSDGsのI7のゴールのうちのいずれかに関連付ける。

(4) 計画の主体

市民、事業者、市(行政)

(5) 計画期間

令和4年度から令和8年度(5年間)

※前回計画は、平成 | 3年度~平成22年度の | 0年間

- 2. 基本理念・将来像
- (1)基本理念

「境港市環境基本計画」第3条に準じた基本理念

(2) 将来像

主題:人と水の環で創る、環境オアシス都市 さかいみなと(前回計画から継承)

副題:豊かな自然を未来へつなぐために(新たに設定)

- 3. 重点目標・基本目標
- (1) 重点目標 脱炭素社会の実現
- (2) 基本目標 |:循環型社会の推進

基本目標2:自然との共生・快適な環境

基本目標3:持続可能な社会の形成

- 4. 今回計画に盛り込んだ新たな取り組みや特徴的な取り組み
- (1) 脱炭素社会の実現
 - ○脱炭素先行地域

地域特性に応じ、脱炭素へ取り組む地域を国が認定し、重点的な支援を受けることが可能。2030年までに少なくとも I 00箇所が選定される。本計画期間中に認定されることを目指す。

○温室効果ガス吸収源対策

カーボンオフセットとして「ブルーカーボン」の取り組みを検討。

- ※「ブルーカーボン」とは、海藻や植物プランクトンによって、大気中の CO2 が海域に取り込まれ、固定される炭素のこと。アマモなどの事例がある。
- ○エネルギーの地産地消地域新電力と連携し、エネルギーの地産地消を促進。
- ○脱炭素社会に向けた行動の働きかけ 市民・事業所へ脱炭素行動を促進するための啓発を強化。

(2) 循環型社会の推進

○ごみ処理のあり方検討

令和 | 4年度に予定されているごみ処理の広域化に対応するため、分別方法や処理手数料などのあり方を検討。

- (3) 自然との共生・快適な環境
 - 〇弓ヶ浜の海岸漂着物等の清掃 ビーチクリーナーを使用した海岸漂着物等の清掃に加え、米子市と連携した海岸 清掃イベントを継続開催。
 - ○弓ヶ浜の海浜植物の保全 ハマヒルガオやハマボウフウなどの保全。
 - ○海洋ごみ対策 河川におけるごみの回収や啓発。

(4) 持続可能な社会の形成

○環境教育の推進

小学生を中心とした継続的な環境学習に取り組む。

○情報提供の充実

市民参加型の総合的な環境イベントの実施。

「妖怪」を活用した情報発信と来訪者(観光客等)に対する取り組みの発信。